

質 問		回 答
1 応募資格・要件について		
(1)	「重症心身障害児を対象とする実績が1年以上」とあるが、多機能型事業所（児童発達支援と併設）での実績も認められるか。	多機能型事業所について、規模別型・一体型いずれの実績でも認める。ただし、主に重症心身障害児を対象として指定を受けた放課後等デイサービスの運営実績であること。
(2)	主に対象を重症心身障害児としているが、定員の一部に主な対象外（重症心身障害児ではない障害児）を含めることは可能か。	主に重症心身障害児を対象としているが、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）ではない障害児を利用者として一部受け入れることは可能。 （7月27日(火)修正）
(3)	利用者を中央区居住者にする割合の指定はあるか。	特に割合の指定はない。中央区独自の補助事業であるため、原則として、中央区民の利用を優先すること。
(4)	通常の放デイや児童発達支援事業所と併設した多機能型でも応募可能か。	放課後等デイサービス事業部分が定員等の募集要件をすべてを満たしていれば多機能型事業所（規模別型）は応募可能であるが、多機能型事業所（一体型）は応募不可。なお、放課後等デイサービスのサービスのみのみが補助対象のため、経費を他のサービスと明確に分ける必要がある。
(5)	定員は5名以上であれば、事業所で設定してよいか。	設定してよい。
2 事業実施場所について		
(1)	開設場所は「中央区内」となっているが、用途地域等の制限はあるか。	今回の募集における特段の制限は設けていないため、一般的な法令等の制限に従うこと。
(2)	物件が未定の場合、選定後の物件変更はどの程度認められるか（大幅なエリア変更や面積の減少など）。	提案時の内容をもって選定されているため、原則として選定後の変更は認められない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、東京都の指定を受けられること、令和9年4月までに運営開始できることを前提に区と協議すること。

質 問		回 答
3 開設準備に係る経費補助について		
(1)	開設準備経費補助が支払われる時期及び開設準備経費は前払い か立替払いか。	開設準備経費の支払については、原則立替払い（確定払）とするが、必要に 応じて前払い（概算払）によることも可能。前払いの場合は見積書などを基 に補助額を概算で算出し、事業所開設前に交付する。その後実績報告の上、 精算を行い、差額を区へ返還する。立替払いの場合は事業所開設後、実際 に要した費用を区が交付する。
(2)	敷金は開設前賃借料の補助対象に含まれるか。	含まれない。開設前賃借料の補助対象は物件の賃借料・共益費・礼金及び駐 車場代。
4 事業運営に係る経費補助について		
(1)	利用児童の急な体調不良等に伴う欠席などにより、利用人数が 定員に満たない場合に、重症心身障害児の国給付費相当を一定 程度補助します。 これは、どのくらいの金額を想定されているか。	欠員補助の想定は以下のとおり。 補助対象となる欠員人数は、利用定員が10人未満の場合にあっては1人を、 利用定員が10人以上の場合にあっては2人を上限とする。 学校登校日：重症心身障害児の給付費単価×11.52（地域区分）×延べ欠員 人数＝補助額 学校休業日：（重症心身障害児の給付費単価＋延長支援加算）×11.52（地 域区分）×延べ欠員人数＝補助額 補助例：定員5名、学校登校日198日・学校休業日93日、学校休業日の利用時 間が8時間以下の場合 ・学校登校日が198日のため198人が上限延べ欠員人数となる。 1,771単位×11.52＝20,401円 20,401円×198人＝4,039,398円 ・学校休業日が93日のため93人が上限延べ欠員人数となる。 2,056単位×11.52＝23,685円 23,685円×93人＝2,202,705円 <u>合計 6,242,103円</u>

質 問		回 答
(2)	障害児の通所手段を確保するために介護タクシーを利用して送迎をした場合は、1人当たり片道4,470円までを、自社所有車を利用して送迎をした場合は、車両1台当たり2,000円を補助上限額の範囲内で補助します。 これは、送迎加算と同時に補助対象となるか。	送迎加算を算定する場合も、介護タクシー等補助を受けることはできる。
(3)	営業時間において、人員等基準に規定する看護職員を1人配置した上で、看護師若しくは准看護師を配置した日又は人員等基準に規定する機能訓練担当職員を1人配置した上で、理学療法士若しくは作業療法士を配置した日につき、補助上限額の範囲内で、当該開所日の通所人数1人につき3,500円を補助します。 これは、加配で配置した人員も含まれるか。	加配で配置された人員も含む。
(4)	賃料補助については、期限はあるか。	特に期限は設けていない。補助対象事業所として区の会計年度ごとに交付決定の上、補助する。
(5)	・介護タクシーは3台以上運行してもよいか。 ・運賃以外の迎車代・介助料・初乗りメーター代も補助対象と いうことでよいか。	・運行台数に特に制限はない。また、年間上限額以内であれば台数に関わらず補助対象。なお、年間上限額は、自社所有車を利用して送迎した場合の補助額と合わせて、17,880円（4,470円×2人×2台）×（学校登校日の数と学校休業日の数の合計日数）。 ・介護タクシーの補助対象経費には、迎車代・介助料・初乗りメーター代も含まれる。
(6)	運営費補助の賃借料補助について、敷金・更新料も補助対象となるか。	賃借料補助については、賃借料、共益費及び駐車場代を補助対象とするため、敷金および更新料は補助対象とならない。
(7)	「介護タクシー等補助」について、タクシー業者と契約する場合の契約形態に指定はあるか。	特に指定はない。
6 事業スケジュールについて		
(1)	公募が出てから公募締め切りまでが短いため、物件を探すだけでも時間がかかるが、この期限の延長はないのか。	応募時に事業実施場所が未定の場合であっても、9月3日（木）の提案説明時までは事業実施場所に関する資料及び記載については、修正、変更及び追加提出が可能。
(2)	来年4 月開設のスケジュールの場合、今年中には物件と人員が決まっていないと東京都への申請などができないため、延長はないか。	延長はない。